

ばい煙特定施設一覧

(群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第1)

一	非鉄金属製品の製造の用に供する溶解炉（設置される同種の溶解炉のバーナーの燃料の燃焼能力の合計が重油換算一時間当たり一〇〇リットル以上の工場又は事業場に設置されるものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満であること
二	金属の鑄造の用に供する溶解炉	羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が〇・二平方メートル以上〇・五平方メートル未満であること。
三	金属の鑄造の用に供する溶解炉	羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が〇・二平方メートル以上〇・五平方メートル未満であること。
四	化学製品の製造の用に供する電気分解槽	電流容量が五〇〇アンペア以上であること。
五	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては、塩素換算量）の処理能力が一時間当たり三〇キログラム以上五〇キログラム未満であること。
六	液体塩化アルミニウムの製造の用に供する溶解槽	原料の処理能力が一回当たり四五〇キログラム以上であること。
七	ガラス製品の製造の用に供する反応施設	容量が五〇リットル以上であること。
八	たん白質の加水分解による食品の製造の用に供する分解槽	原料の処理能力が一回当たり五〇〇キログラム以上であること。
九	金属の加工又は表面処理の用に供する酸洗い施設、メッキ施設及び塩浴炉（浴としてシアン化合物を用いるものに限る。）	すべての規模